

千葉県民間シェルター等活動支援補助金公募要領

第1 補助金の目的

配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組を支援することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とする。

なお、県は、内閣府所管の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）」を活用し、同交付金の対象となる事業に対し、補助金を交付するものである。

第2 補助金の対象となる事業

- 1 民間シェルター等が行う先進的な取組で次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を補助の対象とする。（ただし、以下に掲げる各事業の取組例は、あくまで事例であり、補助金の目的に沿って、地域の実情や社会資源に応じた創意工夫により自由に提案していただくことが可能。）

また、補助金の交付に当たっては、予算の範囲内において、交付対象事業の選定を行うとともに、千葉県民間シェルター等活動支援補助金交付要綱等（以下「交付要綱」という。）に基づき実施する必要がある。

(1) 受入体制整備事業

被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充、利便性や安全性に配慮した受け入れ施設の改善や居住場所の確保等の環境整備を行う事業

(2) 専門的・個別的支援事業

被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用または派遣、及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業

(3) 切れ目ない総合的支援事業

施設退所後においても、支援の切れ目が生じないように、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など総合的かつ中長期的な支援を行う事業

なお、いずれも効果的かつ継続的な事業の実施のための支援員の処遇改善に係る経費も対象とする。

【取組例】

(1) 受入体制整備事業

ア 被害者等の状況に応じた柔軟な相談の実施

- ① 若年被害者を対象としたメール・SNS を活用した相談・支援
- ② 被害の早期発見及び相談者の居住場所に応じた出張相談 等

イ 多様な被害者等を受け入れるために要する経費

- ① 母子一体で受け入れるための施設の改修及び他の適切な居住施設の確保
- ② 高齢者や障害者を受け入れるための施設のバリアフリー化 等

ウ 安全な相談・支援体制の確保

- ① 施設の安全性を確保するための防犯設備・体制の充実
- ② 感染症の予防や感染拡大防止に配慮した相談・支援体制の整備 等

(2) 専門的・個別的支援事業

ア 被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援の実施

- ① 公認心理士や臨床心理士等による被害に対する心理的なケア

- ② 同伴児童に対する保育士による保育支援、教員免許取得者による教育支援
- ③ 医師、看護師及び介護福祉士等による高齢者、障害者及び疾病を抱える者に対するケア
- ④ 弁護士等による保護命令申請、離婚や婚姻費用の支払い請求等の法的支援 等
- イ 関係機関とのネットワーク構築・連携強化による総合的・包括的支援の実施
 - ① 社会福祉士や精神保健福祉士等による生活環境等の相談支援や必要な社会資源のコーディネート
 - ② 高度な専門知識及び技能を有する支援員（スーパーバイザー）による支援の充実及び体系的な支援の構築 等
- ウ 支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上
 - ① 地域の基幹的な団体を中心となって行う支援員の技能向上のための研修等
- (3) 切れ目ない総合的支援事業
 - ア 被害者等に対する自立に向けた支援の実施
 - ① 被害者等の状況に応じた効果的な心身回復及び自立支援プログラムの導入
 - ② 地域で自立に向けた生活再建を図るステップハウスでの支援
 - ③ 退所した被害者等が生活上の各種相談や心理的な安定を確保するための居場所・交流会等の運営 等
 - イ 退所した被害者等に対する継続的なアウトリーチ支援の実施
 - ① 退所後に必要な各種相談・手続に係る行政機関等の関係機関への同行支援
 - ② 退所した被害者等に対する家庭訪問による家族への一体的な相談支援 等

2 1の事業における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「配偶者暴力の被害者等」とは、DV被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等を指す。
- (2) 「民間シェルター等」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第26条に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動」を行う民間団体であって、DV被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設を運営する団体又はDV被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を運営する団体を指す。ただし、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。

なお、本事業の対象となる民間シェルター等は、法人格を有する団体を原則とするが、法人格を有しない団体であっても、以下を満たし、県が適当と認める場合には、対象団体として認められるものとする

 - ① 事業実施時点で3年以上運営されている団体であること。
 - ② 団体責任者、プログラム責任者、会計責任者などの執行部・責任者の体制及び事務所所在地やシェルター施設の存在が明確であり、会計帳簿が適切に作成されていること。
 - ③ 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。
 - ④ 過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人からプログラムや保護の委託を受けて適切に完遂した実績があること。

- (3) 「先進的な取組」とは、民間シェルター等の基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、DV被害者等に対する支援が充実すると認められる取組を指す。

なお、事業の実施を実効性のあるものとするため、地方公共団体及び連携する民間シェルター等が行う先進的な取組としては、それぞれ以下によるものとする。

ただし、前年度に交付対象となった取組を引き続き行う場合については、以下のア①、イ①及び②の要件を満たすことは要さないが、より効果的な取組となるよう必要な改善を図ること。

- ① 過去に実施していない取組（新規事業）であること。ただし、既存の取組であっても、全国的に見て特に先進的な取組の充実を図るものであれば対象とすることができる。
- ② 既存の取組の単純な拡充を内容とするものではないこと。なお、先進的な新規事業の実施に伴い、一体的に実施する必要がある追加的な部分については一定の範囲内で対象とすることができる。
- ③ 他の国庫補助金等の補助を受けて実施している又は実施することが可能な既存の事業内容ではないこと。

第3 応募資格

応募対象団体は、第2 2(2)のほか次の要件をすべて満たす民間団体とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 県内に事業所等を有すること。
- 3 DV被害者等を対象とした民間シェルター等の運営に関する活動実績を令和6年4月時点で3年以上有する見込みであること。
- 4 事業の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 6 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体でないこと。

第4 補助金の交付額

補助金の交付額は、以下のとおりとなる。

- 1 民間シェルター等1か所当たり、1,000万円を上限とし、事業費（補助金の対象経費に限る。）の10分の10を交付する。

(注) 県と政令指定都市に応募を行うことは妨げないが、補助を受ける金額の合計額が1,000万円を超えないよう調整するとともに、県において重複の有無及び補助金額の合計額の確認ができるよう、政令指定都市への応募書類等を添付すること。

- 2 1の上限額には、国が本事業に係る実証的な調査研究を行うに当たって必要となる調査・報告等の対応に要する経費として、事業費の10%を事業管理経費として計上することができる。ただし、事業管理経費を含めて1,000万円以内とする。
- 3 民間シェルター等1か所当たりの最低交付金額は、20万円（事業管理経費を含む。）とする。

第5 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6 補助金の交付の対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、第2に掲げる事業の実施に直接必要となる経費のうち、別表に定めるものとする。また、以下の点に留意すること。

- 1 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとし、審査の結果、経費の一部または全部が交付されない場合がある。
- 2 補助金の交付決定前に支出された経費も対象とする。
- 3 事業開始時期にかかわらず、第5に規定する実施期間中に実施する事業に要する経費をすべて計上すること。（なお、年度途中で事業実施が決定した場合、補助金の交付額は交付可能な予算の範囲内で対応することになる。）
- 4 本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付する。
- 5 応募額は千円単位で計上すること。
- 6 本補助金の支払は、事業終了後の精算払を原則とする。

第7 補助金の交付対象とならない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 補助金の要件を満たさない経費 ※
（※ 第2に掲げる先進的な取組として認められない基本的な運営や事業に係る経費等。）
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※
（※ 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）
- 5 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費（ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。）

第8 応募書類の作成及び提出

本事業への応募を希望する民間シェルター等は、以下の応募書類を作成し、提出期限までに下記の提出先に送付すること。

1 応募書類

- ア 民間シェルター等活動支援補助金応募書（様式1）
- イ 民間シェルター等活動支援補助金所要額調（様式2-1【新規分】、2-2【継続分】）
- ウ 民間シェルター等活動支援補助金実施計画書（様式3-1）
- エ 事業所要額・実施工程（様式3-2）

オ 事業管理表（様式4）

カ 直近の年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）など団体の財務状況が分かる資料

キ 法人の登記簿謄本（応募日前3か月以内のもの）

ク 法人格のない団体が応募する場合は以下の書類

① 役員名簿・職員名簿等

② 令和6年4月時点における過去3年間の総会等の議事録等

③ 令和6年4月時点における過去3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書など団体の財務状況が分かる資料

④ 令和6年4月時点において過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人からプログラムや保護の委託を受けて適切に完遂した実績がわかる書類（契約書、実績報告書等の写し）

2 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時（必着）

3 提出先・お問合せ先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部児童家庭課（千葉県民間シェルター等活動支援補助金担当）

メールアドレス katei9@mz.pref.chiba.lg.jp

電話 043-223-2376

FAX 043-224-4085

4 応募書類提出に当たっての注意事項

- (1) 計画書は、様式に沿って作成すること。なお、所要額調については、令和5年度に新たに事業を実施する場合の「新規分（様式2-1）」と前年度からの事業を引き続き実施する場合の「継続分（様式2-2）」を区別して作成すること。
- (2) 応募書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合がある。
- (3) 第2-2(2)に該当しないものが提出した応募書類は、無効とする。
- (4) 応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とする。
- (5) 応募書類の提出は、原則として、電子メールとし、件名を「補助金応募（団体名）」、本文に連絡先を明記する。上記1に記載の応募書類イ～オを電子媒体（Excel）により、ア及びカ～クを電子媒（PDF）により、上記3に記載のアドレスに提出すること。なお、ア及びキについては、別途原本を郵送又は持参により、カ及びクについては、別途原本証明した写しを郵送又は持参により、上記3まで提出すること。
- (6) 提出後の応募返却はしない。
- (7) 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しない。
- (8) 計画書の審査に当たり、必要に応じて応募者からの応募書類の内容についてヒアリングをすることがある。

第9 審査結果の通知

審査結果は、応募者宛てに通知する。

また、交付応募等に当たり内容を修正すること等の条件を付すことがある。

なお、審査結果は、応募者に対し、補助金交付の候補となった旨お知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになる。

審査結果を受けた方の応募辞退などがあった場合は、審査結果を変更する場合がある。

その際は、事前に該当する民間シェルター等に連絡する。

第10 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、別に定める交付要綱等に基づき、交付申請書を指定する期日までに提出することとする。なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正していただくことがある。

第11 今後のスケジュール（予定）

4月19日(金)	公募締切
5月下旬	審査結果の通知
6月上旬	交付申請書の提出（補助金交付候補者）
6月下旬	交付決定通知の発出

第12 民間シェルター等の責務等

1 調査研究への協力

本事業は、民間シェルター等と連携した、地域におけるDV被害者等の支援手法の蓄積及び効果検証等を行う調査研究も目的の一つであることから、民間シェルター等は、当該調査研究に係る内閣府及び千葉県による調査及びフォローアップ等に協力すること。

2 補助金の経理

(1) 民間シェルター等は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、一定期間整備保管しておくこと。

(2) 民間シェルター等は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めること。

3 被害者支援施策等の充実

(1) 民間シェルター等の取組は、行政による取組とあいまって、DV被害者等支援のさらなる充実につながるよう、関係施策等の充実や関係行政機関との連携の推進を図ること。

第13 事業成果等の報告及び公表

事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、本事業終了後、交付要綱、実施要領及びその他内閣府からの指示に基づき必要な報告を行うこととする。

また、内閣府男女共同参画局は、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

別表 交付金の交付の対象となる経費

1 区分	2 対象経費
受入体制整備事業	<p>① メール・SNSの活用や出張相談等により被害者等の状況に応じた柔軟な相談を行うために要する経費・メール・SNS相談及び出張相談等に応じる支援員の人件費(社会保険料等含む。以下同じ。)、交通費、出張旅費、システム整備経費等</p> <p>② 母子一体で受け入れる等の多様な被害者等を受け入れるために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の改修経費、他の適切な居住施設の賃借料等 <p>③ 安全な相談・支援体制の確保のために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策及び防犯のための需用費・役務費、資機材・備品費等
専門的・個別的支援事業	<p>① 被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職及び個別的な対応を行う支援員(※原則として専門資格を所持すること)の人件費、報酬、謝金、交通費等 <p>② 関係機関とのネットワーク構築・連携強化により、総合的・包括的支援を実施するために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援のコーディネート及びスーパーバイズを行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等 <p>③ 支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等の謝金、旅費、借料(研修会場、同付帯設備・備品)、研修に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等
切れ目ない総合的支援事業	<p>① 入所中の被害者や退所した被害者等が、心身を回復し、自立に向けて生活再建を図るために必要な各種プログラムの実施及び交流会等の運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等の謝金、旅費、借料(講習会・交流会場、同付帯設備・備品)、講習会等の実施に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等 <p>② 退所した被害者等に対する行政機関等関係機関への各種相談・手続きに係る同行支援に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行謝金、交通費等 <p>③ 退所した被害者等への家庭訪問等のアウトリーチによる各種相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助言及び生活支援を行うために要する経費 ・ アウトリーチ支援を行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等